

# 仕 様 書

## 1 業務名称

令和8年度大阪市港区におけるコミュニティ育成支援事業

## 2 事業の目的

本事業は、人と人が出会いつながる機会を提供することで、住民主体の豊かなコミュニティづくりを促進し、地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 4 業務内容

### (1) コミュニティ育成会議及び各部会の開催・運営に関すること。

コミュニケーション育成会議及び各部会の開催・運営について、次の業務を行うこと。

- ア コミュニティ育成会議及び各部会メンバーとの連絡・調整
- イ 会議資料の作成  
※会議資料は事前に本市の確認を受けること
- ウ 会議当日の運営
- エ 会議録の作成
- オ 令和9年度の各部会の公募メンバーの募集
- カ その他、コミュニケーション育成会議及び各部会の開催・運営に必要な業務

### コミュニケーション育成会議とは

コミュニケーション育成会議は、港区において住民主体の豊かな地域コミュニティと地域における文化の向上を図るとともに、その促進を担うことができる人材を発掘・育成することを目的に設置。市民活動団体と区役所で構成。

コミュニケーション育成会議の下に、「コミュニケーション促進事業部会」「文化振興事業部会」「子どもの健全育成事業部会」の3部会を設置し、各部会のテーマに沿ったイベント等の実施に向け、必要な企画検討及び振り返りを行う。

### (参考)

・コミュニケーション育成会議の開催回数：原則1回／月（ただし、8月及び1月を除く。）

・各部会の開催回数

　コミュニケーション促進事業部会：原則1回／年（別途、実行委員会：5回／年程度。）

　文化振興事業部会：原則1回／年（別途、実行委員会：7回／年程度。）

　子どもの健全育成事業部会：原則1回／年（別途、実行委員会：7回／年程度。）

※各事業を円滑且つ合理的に実施するため、各部会の下に実行委員会を設置することができる。

※部会及び実行委員会の上記開催回数は、事業の実施に支障がないと推測する回数の目安であり、各会議の進捗状況によって増減することがある。

(2) 事業の実施に関するこ

- ア 各事業の実施にあたっては、様々な感染症やその他区民らを取り巻く環境を最大限把握するとともに、各関係団体等の意見も踏まえ、事業の実施の在り方を総合的に勘案し、本仕様書6頁「11 その他(2)」に基づき、事業実施の可否、実施する場合は効果的にITを活用するなど、その手法や運営方法等について港区役所と協議し承認を得ること。  
事業を実施することが決定し、その事業を遂行するために必要であると認められる機材や物品等については、本仕様書5頁「6 契約・経理・支払い・報告(3)」にかかわらず、港区役所と協議し承認を得た場合に限り、契約金額のなかにおいて購入することができる。ただし、購入した機材や物品等で、継続して使用可能なものについては、事業終了後、速やかに港区役所に引き継ぐこと。
- イ SDGsが掲げる「持続可能な開発目標」の啓発・推進を念頭に、各事業に適した取組みを全事業において実施すること。
- ウ 港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）で実施する事業については、港区土地区画整理記念・交流会館の設置目的である「つながりづくり・多世代交流」の理念を踏まえ、交流会館内の各施設（港図書館、港区老人福祉センター、港区子ども・子育てプラザ）と連携した取組を1回以上実施すること。
- エ 各事業の広報物については、区民の興味を引くようなデザイン性に富んだものを作成すること。また、各事業の開催日の遅くとも3週間前までに港区役所へ案を提出し、事前に内容の確認を受けた後に発行すること。
- オ 本事業の事業目的である豊かな地域コミュニティの促進を図るため、各事業に参加・出展等を行う個人や団体を各事業運営に参画させるようにすること。参加・出展等を行うのみではなく、各事業の目的を理解し、主体的に各事業運営に関わることにより、参加・出展者間の交流と連携を強化し、地域コミュニティの発展を担う新たな人材の発掘と育成に繋げること。また、参加・出展者の応募が多数となり全て選定できない場合は、区内の参加・出展者を優先して選定すること。

カ 「コミュニティ促進事業」に関するこ

コミュニティ育成会議及びコミュニティ促進事業部会での検討内容等を踏まえ、より多くの区民や団体の参画・協力を得ながら「港区民まつり」を実施すること。

【実施場所】八幡屋公園

【事業規模・回数】来場者1万人程度・年度内1回（1日）

【実施業務】

(ア) 実施に向けた準備

出店者・出演者等の募集や連絡調整、保健所への届出等、必要な準備を行うこと。

(イ) 当日運営

会場の設営・撤去、排出したごみの廃棄等、運営に必要な業務を行うこと。

(ウ) 広報

より多くの来場者を獲得するため、多様なツールを活用し広報すること。

(エ) アンケート

参加者へのアンケート及び参画者へのアンケートを実施し、区民まつりの効果検証を行うこと。

(オ) 会計事務

実施にかかる一切の経費について、適切に処理すること。

(カ) 内容

実施内容には、区民のスポーツへの関心を高めるような、ボッチャなど誰もが楽しめる健康づくり、体力づくりを促進するコーナー等を含めること。

(キ) その他、区民まつりの実施に際し、必要な業務を行うこと。

## キ 「文化振興事業」に関すること

コミュニティ育成会議及び文化振興事業部会での検討内容等を踏まえ、文化活動を行なっている団体等の発表機会や文化に触れる機会とともに幅広い世代が交流できる機会を提供する事業を、より多くの区民や団体の参画・協力を得ながら実施すること。

### キー1 地域において文化活動を行っている団体等の活動の発表機会として、区の文化振興に資するとともに幅広い世代が交流できる機会を提供する事業を実施すること。

【実施場所】 港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）

【事業規模・回数】 来場者 500 人程度・年度内 1 回（1～2 日）

#### 【実施業務】

##### (ア) 実施に向けた準備

出展者・出演者等の募集や連絡調整、会場確保など必要な準備を行うこと。

##### (イ) 当日運営

会場の設営・撤去、排出したごみの廃棄等、運営に必要な業務を行うこと。

##### (ウ) 広報

より多くの来場者を獲得するため、多様なツールを活用し広報すること。

##### (エ) アンケート

参加者へのアンケート及び参画者へのアンケートを実施し、事業の効果検証を行うこと。

##### (オ) 会計事務

実施にかかる一切の経費について、適切に処理すること。

##### (カ) 内容

実施内容には、幅広い世代が一緒に活動し発表するなど、交流できる機会を提供するプログラムを含めること。

##### (キ) その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと。

### キー2 生涯学習を啓発・推進するとともに各校下生涯学習ルームの発表機会の場として、生涯学習推進員港区連絡会と連携し「春いちばんふれあいフェスティバル」を開催すること。

【実施場所】 港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）

【事業規模・回数】 来場者 500 人程度・年度内 1 回（1 日）

#### 【実施業務】

##### (ア) 実施に向けた準備

出展者・出演者等との連絡調整、会場確保など必要な準備を行うこと。

##### (イ) 当日運営

会場の設営・撤去、排出したごみの廃棄等、運営に必要な支援を行うこと。

##### (ウ) 広報

より多くの来場者を獲得するため、多様なツールを活用し広報すること。

##### (エ) アンケート

参加者へのアンケート及び参画者へのアンケートを実施し、春いちばんふれあいフェスティバルの効果検証を行うこと。

##### (オ) 会計事務

実施にかかる一切の経費について、適切に処理すること。

##### (カ) その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと。

### キー3 区内の高等学校・中学校等と連携しながら、音楽を通じた地域住民間の交流に資する事業を実施すること。

【実施場所】 港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）

【事業規模・回数】 来場者 500 人程度・年度内 1 回（1 日）

#### 【実施業務】

##### (ア) 実施に向けた準備

出演者等との連絡調整、会場確保など必要な準備を行うこと。

(イ) 当日運営

会場の設営・撤去、排出したごみの廃棄等、運営に必要な業務を行うこと。

(ウ) 広報

より多くの来場者を獲得するため、多様なツールを活用し広報すること。

(エ) アンケート

参加者へのアンケート及び参画者へのアンケートを実施し、事業の効果検証を行うこと。

(オ) 会計事務

実施にかかる一切の経費について、適切に処理すること。

(カ) その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと。

ク 「こどもの健全育成事業」に関するこ

ミュニティ育成会議及びこどもの健全育成事業部会での検討内容等を踏まえ、区内の子どもと大人の積極的な交流の場を生み、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ることができる事業を、より多くの区民や団体の参画・協力を得ながら実施すること。

【実施場所】 港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）（年度内2回のうち1回）

【事業規模・回数】 来場者1,000人程度・年度内2回（各1日）。

【実施業務】

(ア) 実施に向けた準備

出演者・出演者等との連絡調整など必要な準備を行うこと。

(イ) 当日運営

会場の設営・撤去、排出したごみの廃棄等、運営に必要な業務を行うこと。

(ウ) 広報

より多くの来場者を獲得するため、多様なツールを活用し広報すること。

(エ) アンケート

参加者へのアンケート及び参画者へのアンケートを実施し、事業の効果検証を行うこと。

(オ) 会計事務

実施にかかる一切の経費について、適切に処理すること。

(カ) 内容

港区民センター（港区土地区画整理記念・交流会館内）で実施する内容には、幅広い世代が交流できる機会を提供するプログラムを含めること。

(キ) その他、事業の実施に際し、必要な業務を行うこと。

ケ スポーツ大会の運営支援に関するこ

スポーツ活動を行っている区民が日ごろの練習成果を発揮する場として、区内で開催されるスポーツ大会の実施に対して必要な運営支援を行うこと。

【事業規模】 広く区民が参加できる種目の大会を2大会以上支援すること。

【実施業務】

(ア) 主催団体等との連絡調整

(イ) 参加者募集の支援

(ウ) 会場使用手続き及び運営物品の整備に関する支援

(エ) その他、スポーツ大会等の運営支援に際し必要な業務を行うこと。

コ その他

(ア) 事業の実施については、区民や団体の連携を促進し、より多くの区民の参加を得るよう実施内容を検討するとともに、協賛金など自主財源の確保についても多様な手法を検討すること。

(イ) 各事業の実施状況等を撮影し、様々な用（事業の効果検証や課題の洗い出し、広報や動画

配信など)に供するとともに、記録した画像を港区役所に提出すること。

なお、撮影に必要となる機材等(記録用のメディアは除く)が必要な場合は港区役所から貸与する。

## 5 管理運営

- (1) 本業務の実施にあたっては、事業の趣旨を理解し、目的を達成するために必要な人員を配置すること。また、業務の企画・実施にあたっては、本市と十分に協議を行うこと。
- (2) 本業務に従事する職員は、本市委託事業の従事者としての自覚を持ち業務を遂行すること。
- (3) 本委託事業の趣旨を踏まえ、事務局機能を港区役所附設会館内に置くこと。
- (4) 事業の実施にあたっては、安全管理を徹底すること。

## 6 契約・経理・支払い・報告

- (1) 契約締結は、本業務にかかる令和8年度の大阪市予算の成立が条件となる。
- (2) 本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、本市と協議のうえ、契約上限額の範囲内で確定するものとする。
- (3) 本委託業務における本市の支出経費は、事業実施にかかる人件費及び物件費(講師謝礼、交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、広報費、会場設営費、事務費等)、一般管理費((人件費+物件費)の10%以内)、消費税及び地方消費税とする。
- (4) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 事業の実施にあたり得られた収入については、本事業の経費に充てること。
- (6) 委託料の支払いについては、契約期間内に業務を完了した後、本市による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。ただし、受託者は、本市の業務が円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、業務完了前に契約金額の一部又は全部を前払いにより請求できるものとする。
- (7) 前払いの場合、受託者は、事業終了後、収支報告書に基づき、本市から精算の確認を受けるものとする。
- (8) 本委託事業にかかる事業報告書、収支報告書を作成し、令和9年3月31日に本市に書面で提出すること。
- (9) 収支報告書には、本事業実施するにあたり生じたすべての収入及び支出を記載すること。

## 7 損害関係

事業実施に伴って生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。

また、市民ボランティアが事業参加中に発生した事故については、大阪市市民活動保険にて補償する。【参考】大阪市市民活動保険(大阪市HP参照)

## 8 研修の実施及び実施報告書の提出

- (1) 受託者は本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行できるよう研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること。
- (2) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第66号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修終了後、速やかに「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」を区役所に提出すること。

## 9 再委託の禁止

- (1) 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委

- 託することはできない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。  
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。

## 10 特記事項

次の特記仕様書を順守のうえ、事業を実施すること。

- (1) グリーン配送に係る特記仕様書
- (2) 暴力団等の排除に関する特記仕様書
- (3) 不適正な契約事案の再発防止対策における特記条項
- (4) 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書
- (5) 生成AI利用に関する特記仕様書

## 11 その他

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) この仕様書に定めがない事項については、両者が協議してこれを定める。
- (3) 令和7年度受託事業者と調整のうえ引き継ぎを行い、契約開始日に速やかに受託業務を実施すること。なお、引継ぎにかかる費用について本市は負担しない。
- (4) その他の本市事業及び区内コミュニティ関係事業等と共に開催することで、効果的に本委託業務の目的達成が見込める場合は、その実施を妨げない。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき厳重に行うこと。

## 12 担当

担当課：港区役所協働まちづくり推進課（市民活動推進グループ）

住 所：大阪市港区市岡1-15-25

電 話：06-6576-9734

F A X：06-6572-9512

E-mail：[tg0002@city.osaka.lg.jp](mailto:tg0002@city.osaka.lg.jp)